

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成24年6月11日 |
| 【発行者名】 | J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 猪股 伸晃 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング |
| 【事務連絡者氏名】 | 内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング |
| 【電話番号】 | 03-6736-2000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | J P M新興国毎月決算ファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成23年12月9日付で提出した有価証券届出書（平成24年4月25日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（二）ファンドの特色

<訂正前>

（略）

新興国債券マザーファンドを80%、B R I C S 5 株式マザーファンドを20%組み入れることを基本組入比率とします。

各マザーファンドの投資対象市場に対する見通しに応じて、基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整します。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

（略）

、（略）

原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、マザーファンドを通じて、外貨建て資産に投資しますが、当ファンド・各マザーファンド共、原則として円貨に対する為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けません。

外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

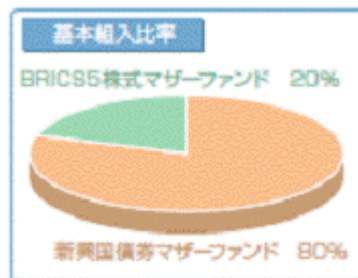
（略）

<訂正後>

（略）

新興国債券マザーファンドを80%、B R I C S 5 株式マザーファンドを20%組み入れることを基本組入比率とします。

各マザーファンドの投資対象市場に対する見通しに応じて、基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整します。



当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

(略)

、 (略)

原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建て資産に投資しますが、原則として円貨に対する為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

(略)

(3) ファンドの仕組み

(八) 委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218 百万円（平成23年10月末現在）

～ (略)

大株主の状況（平成23年10月末現在）

(以下略)

<訂正後>

資本金 2,218 百万円（平成24年4月末現在）

～ (略)

大株主の状況（平成24年4月末現在）

(以下略)

2【投資方針】

(1) 投資方針

(ロ) 当ファンドの投資態度

<訂正前>

(略)

当ファンドにおける為替ヘッジについて

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジの為の投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジの為の為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

経済事情、投資環境の急変または多額の一部解約の実行の請求があることが予想される場合等のやむ

を得ない場合には、想定した運用が行えない場合があります。

<訂正後>

（略）

当ファンドにおける為替ヘッジについて

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

経済事情、投資環境の急変または多額の一部解約の実行の請求があることが予想される場合等のやむを得ない場合には、想定した運用が行えない場合があります。

（八）マザーファンドの投資態度

<訂正前>

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けたJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

（略）

各国のモデル・ポートフォリオ作成（ボトムアップ・アプローチ）

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの各運用拠点に在籍する、各地域のBRICS5カ国を含めた新興国株式を担当するアナリストが、現地に密着した企業の調査を行います。

（a）アナリストは、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

- ・ 企業の持続的成長力：業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策等
- ・ 価格の割安度・割高度：流動性、情報の量・質をふまえた価格バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、価格バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向等

（b）、（c）（略）

* アジア・太平洋地域グループ（「PRG」といいます。）に所属する者が含まれ、インドおよび中国を担当します。PRGは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社においてアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行う者で構成されます。

ポートフォリオ構築

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、前記 で作成した国別配分および前記 で作成された各国のモデル・ポートフォリオを踏まえて、当マザーファンドのポートフォリオを構築します。その際、単純にモデル・ポートフォリオの組入銘柄を国別配分の比率で加重するというのではなく、業種分散、流動性等の観点からポートフォリオ全体のリスクを総合的に勘案し、組入銘柄およびその比率を決定します。なお、基本資産配分からの乖離度（アクティブ・ウェイト）については、基本的に四半期毎に見直しますが、市場が急変した場合等は随時見直します。また、組入銘柄は、銘柄評価が1または2の銘柄を中心としますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、評価が上位銘柄の非保有や、評価が下位銘柄の保有が生じる場合があります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオの構築にあたり、経済事情や投資環

境の急変等が起きた場合に、株式組入れ比率を落とすべきかを判断し、必要に応じてキャッシュ比率を引き上げます。

当マザーファンドにおいては、為替ヘッジは一切行いません。

<訂正後>

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けたJPMorgan Asset Management(UK)リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

(略)

各国のモデル・ポートフォリオ作成(ボトムアップ・アプローチ)

「JPMorgan Asset Management」グループの各運用拠点に在籍する、各地域のBRICS5カ国を含めた新興国株式を担当するアナリスト*が、現地に密着した企業の調査を行います。

(a) アナリストは、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

- ・ 企業の持続的成長力：業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策等
- ・ 株価の割安度・割高度：流動性、情報の量・質をふまえた株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向等

(b)、(c) (略)

* アジア・太平洋地域グループ(「PRG」といいます。)に所属する者が含まれ、インドおよび中国を担当します。PRGは、「JPMorgan Asset Management」グループ各社においてアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行う者で構成されます。

ポートフォリオ構築

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、前記 で作成した国別配分および前記 で作成された各国のモデル・ポートフォリオを踏まえて、当マザーファンドのポートフォリオを構築します。その際、単純にモデル・ポートフォリオの組入銘柄を国別配分の比率で加重するというのではなく、業種分散や流動性等の観点からポートフォリオ全体のリスクを総合的に勘案し、組入銘柄およびその比率を決定します。なお、基本資産配分からの乖離度(アクティブ・ウェイト)については随時見直します。また、組入銘柄については、銘柄評価が1または2の銘柄を中心としますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、評価が上位銘柄の非保有や、評価が下位銘柄の保有が生じる場合があります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオの構築にあたり、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合に、株式組入れ比率を落とすべきかを判断し、必要に応じてキャッシュ比率を引き上げます。

当マザーファンドにおいては、為替ヘッジは一切行いません。

(3) 運用体制

<訂正前>

(イ) 当ファンドの運用体制

(略)

委託会社の運用商品管理部門(18人)は で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買執行を行います。

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成23年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジの為の投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

(ロ) マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象である各マザーファンドの受益証券にかかるものです。

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

当マザーファンドにおいて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、J P M I M社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジの為の投資判断を行い、J P M I M社の為替部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、J P M I M社のリスク管理部門によりモニターされます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成23年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成23年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(ハ) (略)

<訂正後>

(イ) 当ファンドの運用体制

、（略）

委託会社の運用商品管理部門（約30名）の売買執行担当者は、 で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買執行を行います。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

(ロ) マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象である各マザーファンドの受益証券にかかるものです。

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

当マザーファンドにおいて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、J P M I M社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、J P M I M社の為替部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、J P M I M社のリスク管理部門によりモニターされます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成24年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(八) (略)

(4) 分配方針

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第38条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、3月、6月、9月、12月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



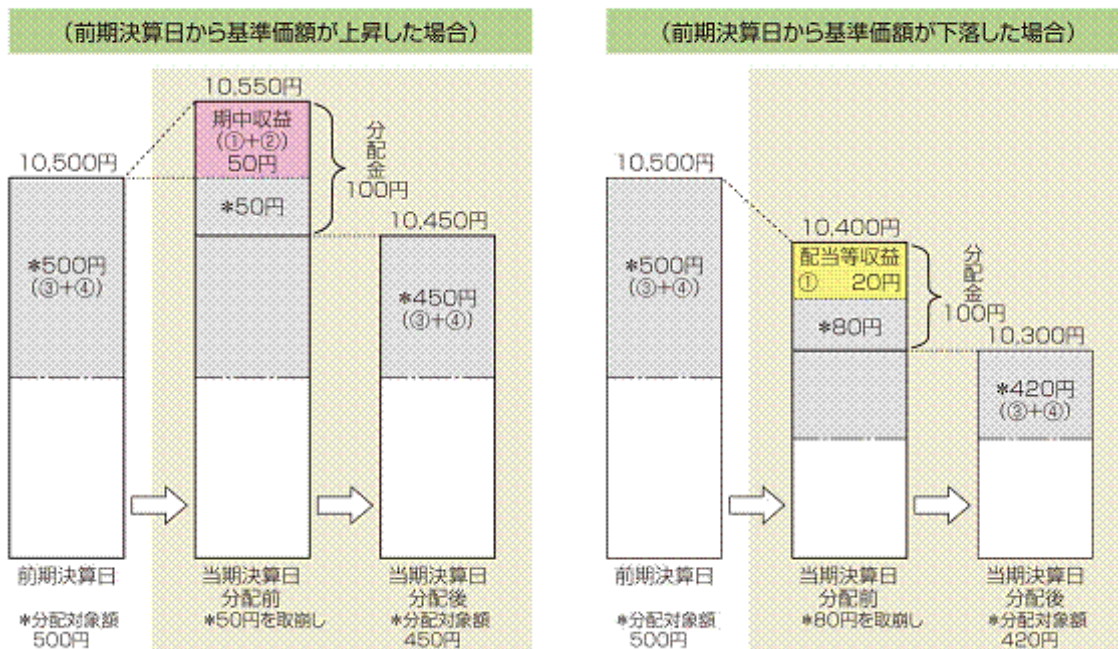
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

*1 経費については、後記「4 手数料等及び税金(3) 信託報酬等および(4) その他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第38条第1項第2号をご参照ください。

(決算中に発生した収益を超過して支払われる場合)

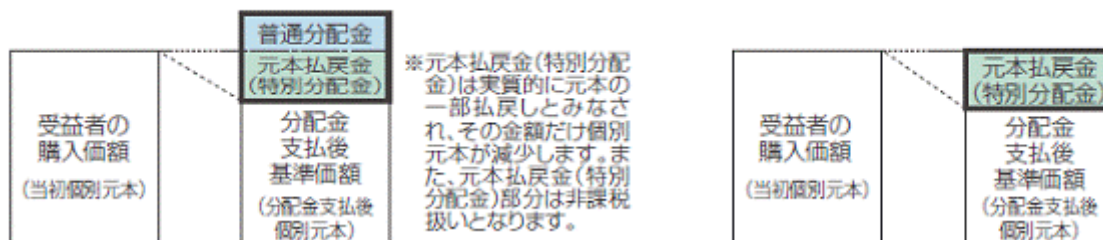


(注) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

3 【投資リスク】

<訂正前>

(1) リスク要因

(略)

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

カントリーリスク

(略)

・税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大0.83625%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.125%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成23年8月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

当マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算に当たり、現地の税務顧問を使用しています。当該税務顧問に対する費用は、信託財産の規模にかかわらず発生する性質のものであるため、信託財産の規模が小さくなった場合には、信託財産の価値に対する影響が信託財産の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

（略）

～ （略）

当ファンドおよび各マザーファンド共通

（略）

当ファンド特有の留意点

（略）

(2) 投資リスクに関する管理体制

(イ) 当ファンドにおける運用のリスク管理体制

以下は、委託会社におけるものです。

、 （略）

為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、リスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

(ロ) 各マザーファンドにおける運用のリスク管理体制

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用のリスク管理体制

（略）

（平成23年9月末現在）

（略）

（略）

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

（平成23年9月末現在）

（以下略）

<訂正後>

(1) リスク要因

（略）

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

カントリーリスク

（略）

・ 税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大0.83625%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.125%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成24年2月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

当マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算に当たり、現地の税務顧問を使用しています。当該税務顧問に対する費用は、信託財産の規模にかかわらず発生する性質のものであるため、信託財産の規模が小さくなった場合には、信託財産の価値に対する影響が信託財産の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

（略）

～ （略）

当ファンドおよび各マザーファンド共通

（略）

当ファンド特有の留意点

（略）

（2）投資リスクに関する管理体制

（イ）当ファンドにおける運用のリスク管理体制

以下は、委託会社におけるものです。

、 （略）

為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、ミドルオフィス部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（ロ）各マザーファンドにおける運用のリスク管理体制

J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用のリスク管理体制

（略）

（平成24年3月末現在）

（略）

（略）

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

（平成24年3月末現在）

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（4）その他の手数料等

<訂正前>

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引および外国為替取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

（略）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

なお、キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が費用計上されます。また、キャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に対する費用も費用計上されます。

（以下略）

<訂正後>

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引にかかる費用（売買委託手数料）および外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

（略）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

なお、キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が費用計上されます。また、キャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に対する費用も費用計上されます。

（以下略）

（5）課税上の取扱い

原届出書の第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱いについて、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年4月末現在成立しているものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%(所得税7%および地方税3%)*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、平成26年1月1日からは20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*1を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%(所得税7%および地方税3%)*2となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%(所得税7%および地方税3%)*2の税率で源泉徴収されます。

* 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

* 2 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、平成26年1月1日からは20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託*1(当ファンドを含みます。以下同じ。)の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*2の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

* 1 不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

* 2 上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

* 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%(所得税7.147%)、平成26年1月1日からは15.315%(所得税15.315%)となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されま

す。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成24年4月20日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------------------------------|------|----------------|---------|
| J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) | 日本 | 8,578,417,675 | 69.75 |
| J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) | 日本 | 3,726,771,441 | 30.30 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 5,599,691 | 0.05 |
| 合計(純資産総額) | | 12,299,589,425 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成24年4月20日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|-------|----------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 478,270,945 | 2.12 |
| | イギリス | 302,963,010 | 1.34 |
| | マレーシア | 1,198,427,874 | 5.32 |
| | フィリピン | 62,972,700 | 0.28 |
| | メキシコ | 3,772,746,153 | 16.73 |
| | ブラジル | 6,299,688,047 | 27.93 |
| | トルコ | 1,564,443,680 | 6.94 |
| | ハンガリー | 574,430,148 | 2.55 |
| | ペルー | 409,370,542 | 1.82 |
| | ポーランド | 2,134,988,515 | 9.47 |
| | 南アフリカ | 2,469,428,244 | 10.95 |
| | 小計 | 19,267,729,858 | 85.45 |
| 特殊債券 | アメリカ | 195,757,600 | 0.87 |
| | イギリス | 292 | 0.00 |
| | 小計 | 195,757,892 | 0.87 |
| 社債券 | アメリカ | 372,083,855 | 1.65 |
| | イギリス | 1,762,725,776 | 7.82 |
| | 小計 | 2,134,809,631 | 9.47 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 949,565,294 | 4.21 |
| 合計(純資産総額) | | 22,547,862,675 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(参考) J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成24年4月20日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|-------|----------------|---------|
| 株式 | アメリカ | 10,859,349,987 | 12.31 |
| | イギリス | 12,300,391,576 | 13.94 |
| | 香港 | 21,609,114,270 | 24.48 |
| | ブラジル | 9,007,060,063 | 10.21 |
| | インド | 15,362,190,519 | 17.41 |
| | 南アフリカ | 14,780,628,158 | 16.75 |
| | ロシア | 2,514,757,647 | 2.85 |
| | 小計 | 86,433,492,220 | 97.95 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 1,811,400,229 | 2.05 |
| 合計(純資産総額) | | 88,244,892,449 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成24年4月20日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 口数 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|--|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | J P M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用） | 7,570,082,665 | 1.1155 | 8,444,486,011 | 1.1332 | 8,578,417,675 | 69.75 |
| 2 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | J P M・B R I C S 5・マザーファンド （適格機関投資家専用） | 2,221,754,764 | 1.6252 | 3,610,795,842 | 1.6774 | 3,726,771,441 | 30.30 |

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(平成24年4月20日現在)

| 順位 | 国/地域 | 投資国 | 種類 | 銘柄名 | 券面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|-------|--------|----------|-----------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | ブラジル | ブラジル | 国債 証券 | BRAZIL 10% JAN14 NTF | 56,989,000 | 4,464.93 | 2,544,519,664 | 4,530.39 | 2,581,827,262 | 10 | 2014/1/1 | 11.45 |
| 2 | ブラジル | ブラジル | 国債 証券 | BRAZIL 10% JAN17 NTF | 40,020,000 | 4,332.76 | 1,733,972,570 | 4,435.78 | 1,775,200,676 | 10 | 2017/1/1 | 7.87 |
| 3 | ポーランド | ポーランド | 国債 証券 | POLAND GOVT 6.25% OCT15 | 64,155,000 | 2,692.31 | 1,727,252,763 | 2,682.03 | 1,720,660,195 | 6.25 | 2015/10/24 | 7.63 |
| 4 | メキシコ | メキシコ | 国債 証券 | MEXICO GOVT10% DEC24 M20 | 201,686,100 | 816.79 | 1,647,351,963 | 822.31 | 1,658,489,405 | 10 | 2024/12/5 | 7.36 |
| 5 | ブラジル | ブラジル | 国債 証券 | BRAZIL 1/L 6% AUG20 NTNB | 12,600,000 | 10,063.79 | 1,268,037,989 | 10,332.29 | 1,301,869,643 | 6 | 2020/8/15 | 5.77 |
| 6 | 南アフリカ | 南アフリカ | 国債 証券 | S.AFRICA13.5% SEP15 R157 | 79,750,000 | 1,258.15 | 1,003,376,698 | 1,257.31 | 1,002,712,540 | 13.5 | 2015/9/15 | 4.45 |
| 7 | イギリス | インドネシア | 社債 証券 | CITI VAR IDR NOV20 CLN | 8,064,590 | 10,289.97 | 829,844,423 | 10,305.90 | 831,128,604 | - | 2020/11/17 | 3.69 |
| 8 | 南アフリカ | 南アフリカ | 国債 証券 | S.AFRICA10.5% DEC26 R186 | 65,866,667 | 1,233.95 | 812,768,165 | 1,245.45 | 820,337,984 | 10.5 | 2026/12/21 | 3.64 |
| 9 | メキシコ | メキシコ | 国債 証券 | MEXICO GOVT10% NOV36 M30 | 82,675,300 | 794.02 | 656,459,739 | 810.18 | 669,822,879 | 10 | 2036/11/20 | 2.97 |
| 10 | ブラジル | ブラジル | 国債 証券 | BRAZIL 10% JAN21 NTF | 14,000,000 | 4,171.32 | 583,985,018 | 4,300.42 | 602,059,903 | 10 | 2021/1/1 | 2.67 |
| 11 | トルコ | トルコ | 国債 証券 | TURKEY GOVT 10% JUN15 | 12,600,000 | 4,663.02 | 587,540,640 | 4,646.22 | 585,424,869 | 10 | 2015/6/17 | 2.60 |
| 12 | マレーシア | マレーシア | 国債 証券 | MALAYSIA 4.378% NOV19 | 20,000,000 | 2,826.11 | 565,223,010 | 2,809.13 | 561,827,574 | 4.378 | 2019/11/29 | 2.49 |
| 13 | メキシコ | メキシコ | 国債 証券 | MEXICO GOVT7.75%DEC17M10 | 77,941,100 | 690.71 | 538,347,751 | 696.89 | 543,170,434 | 7.75 | 2017/12/14 | 2.41 |
| 14 | マレーシア | マレーシア | 国債 証券 | MALAYSIA 4.262% SEP16 | 19,000,000 | 2,773.58 | 526,981,512 | 2,771.85 | 526,652,879 | 4.262 | 2016/9/15 | 2.34 |
| 15 | トルコ | トルコ | 国債 証券 | TURKEY GOVT 10.5% JAN20 | 10,800,000 | 4,860.50 | 524,934,820 | 4,839.74 | 522,692,562 | 10.5 | 2020/1/15 | 2.32 |
| 16 | 南アフリカ | 南アフリカ | 国債 証券 | S.AFRICA6.75% MAR21 R208 | 48,000,000 | 967.71 | 464,502,528 | 975.00 | 468,000,288 | 6.75 | 2021/3/31 | 2.08 |
| 17 | メキシコ | メキシコ | 国債 証券 | MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10 | 61,713,200 | 693.39 | 427,916,613 | 695.77 | 429,382,055 | 9.5 | 2014/12/18 | 1.90 |
| 18 | ポーランド | ポーランド | 国債 証券 | POLAND GOVT 5.75% SEP22 | 16,000,000 | 2,606.76 | 417,082,288 | 2,589.55 | 414,328,320 | 5.75 | 2022/9/23 | 1.84 |
| 19 | ペルー | ペルー | 国債 証券 | PERU GOVT6.95%AUG31 REGS | 12,181,000 | 3,325.77 | 405,112,707 | 3,360.73 | 409,370,542 | 6.95 | 2031/8/12 | 1.82 |
| 20 | アメリカ | インドネシア | 社債 証券 | CITI VAR IDR AUG18 CLN | 3,984,000 | 9,352.60 | 372,607,642 | 9,339.45 | 372,083,855 | - | 2018/8/20 | 1.65 |
| 21 | イギリス | ロシア | 社債 証券 | CS VAR RUB MAR13 CLN | 4,215,000 | 8,511.58 | 358,763,312 | 8,221.85 | 346,551,206 | - | 2013/3/22 | 1.54 |
| 22 | トルコ | トルコ | 国債 証券 | TURKEY 1/L 4% APR20 | 6,200,000 | 5,539.52 | 343,450,659 | 5,515.34 | 341,951,231 | 4 | 2020/4/1 | 1.52 |
| 23 | メキシコ | メキシコ | 国債 証券 | MEXICO GOVT8.5%NOV38 M30 | 44,000,000 | 693.78 | 305,263,200 | 708.10 | 311,564,880 | 8.5 | 2038/11/18 | 1.38 |
| 24 | イギリス | ロシア | 国債 証券 | RUSSIA 7.85% MAR18 REGS | 105,000,000 | 289.81 | 304,305,750 | 288.53 | 302,963,010 | 7.85 | 2018/3/10 | 1.34 |
| 25 | イギリス | ロシア | 社債 証券 | CITI VAR RUB APR21 CLN | 3,100,000 | 8,198.66 | 254,158,584 | 8,284.40 | 256,816,617 | - | 2021/4/16 | 1.14 |
| 26 | ハンガリー | ハンガリー | 国債 証券 | HUNGARY 7.5% NOV20 20/A | 705,000,000 | 33.58 | 236,802,760 | 33.21 | 234,171,192 | 7.5 | 2020/11/12 | 1.04 |
| 27 | アメリカ | コロンビア | 国債 証券 | COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27 | 3,453,000,000 | 6.64 | 229,616,212 | 6.61 | 228,513,877 | 9.85 | 2027/6/28 | 1.01 |
| 28 | ハンガリー | ハンガリー | 国債 証券 | HUNGARY 6.75% NOV17 17/A | 624,000,000 | 33.24 | 207,440,543 | 32.93 | 205,540,987 | 6.75 | 2017/11/24 | 0.91 |
| 29 | アメリカ | コロンビア | 特殊 債券 | EPM 8.375% REGS | 4,000,000,000 | 4.86 | 194,708,800 | 4.89 | 195,757,600 | 8.375 | 2021/2/1 | 0.87 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|------|------------------------|------------|--------|-------------|--------|-------------|---|-----------|------|
| 30 | 南アフリカ | 南アフリカ | 国債証券 | S.AFRICA 7% FEB31 R213 | 20,000,000 | 868.89 | 173,778,543 | 891.88 | 178,377,432 | 7 | 2031/2/28 | 0.79 |
|----|-------|-------|------|------------------------|------------|--------|-------------|--------|-------------|---|-----------|------|

(注1) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

(注2) クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

(参考) JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成24年4月20日現在)

| 順位 | 国/地域 | 投資国 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 株式数 | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|----|-------|-------|----|--|-------------|------------|-----------|---------------|----------|---------------|---------|
| 1 | イギリス | ロシア | 株式 | LUKOIL-SPON ADR | エネルギー | 767,000 | 4,753.74 | 3,646,121,143 | 4,977.17 | 3,817,494,759 | 4.33 |
| 2 | インド | インド | 株式 | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION | 銀行 | 3,064,480 | 1,096.04 | 3,358,811,046 | 1,091.22 | 3,344,043,316 | 3.79 |
| 3 | 南アフリカ | 南アフリカ | 株式 | TIGER BRANDS LTD | 食品・飲料・タバコ | 933,944 | 2,690.88 | 2,513,132,071 | 2,887.10 | 2,696,398,501 | 3.06 |
| 4 | ロシア | ロシア | 株式 | SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS | 銀行 | 9,331,959 | 223.74 | 2,088,010,895 | 269.47 | 2,514,757,647 | 2.85 |
| 5 | 南アフリカ | 南アフリカ | 株式 | SHOPRITE HOLDINGS LTD | 食品・生活必需品小売り | 1,695,125 | 1,406.59 | 2,384,361,468 | 1,458.96 | 2,473,122,112 | 2.80 |
| 6 | 香港 | 中国 | 株式 | PETROCHINA CO LTD-H | エネルギー | 18,838,000 | 119.08 | 2,243,349,603 | 120.34 | 2,267,130,694 | 2.57 |
| 7 | アメリカ | ブラジル | 株式 | VALE SA-SP PRF A ADR | 素材 | 1,205,324 | 1,866.82 | 2,250,126,535 | 1,825.10 | 2,199,838,037 | 2.49 |
| 8 | 香港 | 中国 | 株式 | CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H | 銀行 | 34,025,840 | 63.96 | 2,176,347,167 | 63.96 | 2,176,347,167 | 2.47 |
| 9 | イギリス | ロシア | 株式 | TATNEFT-SPONSORED REGS GDR | エネルギー | 706,409 | 2,727.44 | 1,926,690,988 | 3,070.41 | 2,168,969,496 | 2.46 |
| 10 | ブラジル | ブラジル | 株式 | COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF | 公益事業 | 971,438 | 1,466.91 | 1,425,021,830 | 2,065.40 | 2,006,413,873 | 2.27 |
| 11 | 香港 | 中国 | 株式 | LI & FUNG LIMITED | 小売 | 11,088,000 | 177.78 | 1,971,313,344 | 177.99 | 1,973,646,259 | 2.24 |
| 12 | 香港 | 中国 | 株式 | AIA GROUP LTD | 保険 | 6,696,000 | 269.83 | 1,806,835,248 | 294.56 | 1,972,373,760 | 2.24 |
| 13 | 南アフリカ | 南アフリカ | 株式 | AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD | 各種金融 | 4,676,837 | 381.94 | 1,786,284,686 | 407.13 | 1,904,104,499 | 2.16 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|----|---|-------------|------------|----------|---------------|----------|---------------|------|
| 14 | アメリカ | ブラジル | 株式 | GERDAU SA -SPON ADR | 素材 | 2,391,600 | 796.71 | 1,905,435,289 | 775.77 | 1,855,331,532 | 2.10 |
| 15 | 香港 | 中国 | 株式 | CNOOC LTD | エネルギー | 10,757,000 | 162.63 | 1,749,509,874 | 171.89 | 1,849,093,877 | 2.10 |
| 16 | 香港 | 中国 | 株式 | CHINA RESOURCES ENTERPRISES LTD | 小売 | 6,196,000 | 290.35 | 1,799,020,992 | 295.61 | 1,831,611,952 | 2.08 |
| 17 | 香港 | 中国 | 株式 | CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT | 不動産 | 10,690,000 | 155.13 | 1,658,340,909 | 169.16 | 1,808,337,504 | 2.05 |
| 18 | 香港 | 中国 | 株式 | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H | 銀行 | 10,398,134 | 185.15 | 1,925,235,306 | 173.57 | 1,804,908,099 | 2.05 |
| 19 | 香港 | 中国 | 株式 | CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H | 電気通信サービス | 40,088,000 | 43.76 | 1,754,283,985 | 44.39 | 1,779,682,707 | 2.02 |
| 20 | アメリカ | ブラジル | 株式 | COMPANHIA DE BEBIDAS-PR ADR | 食品・飲料・タバコ | 502,790 | 3,048.36 | 1,532,688,846 | 3,537.51 | 1,778,625,256 | 2.02 |
| 21 | アメリカ | ブラジル | 株式 | ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR | 銀行 | 1,290,939 | 1,714.04 | 2,212,725,472 | 1,369.43 | 1,767,861,180 | 2.00 |
| 22 | イギリス | ロシア | 株式 | MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI | 食品・生活必需品小売り | 723,100 | 2,002.30 | 1,447,865,443 | 2,400.80 | 1,736,021,372 | 1.97 |
| 23 | イギリス | ロシア | 株式 | ROSNEFT OIL COMPANY-GDR | エネルギー | 2,902,700 | 604.28 | 1,754,055,166 | 595.70 | 1,729,166,546 | 1.96 |
| 24 | イギリス | ロシア | 株式 | SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI | 銀行 | 1,643,300 | 901.52 | 1,481,478,333 | 1,048.51 | 1,723,023,713 | 1.95 |
| 25 | インド | インド | 株式 | ITC LIMITED | 食品・飲料・タバコ | 4,247,672 | 330.53 | 1,404,008,512 | 385.59 | 1,637,898,075 | 1.86 |
| 26 | ブラジル | ブラジル | 株式 | LOJAS RENNER S.A. | 小売 | 585,700 | 2,772.51 | 1,623,862,686 | 2,634.38 | 1,542,956,366 | 1.75 |
| 27 | ブラジル | ブラジル | 株式 | BM&F BOVESPA SA | 各種金融 | 3,149,300 | 449.19 | 1,414,634,067 | 488.68 | 1,539,012,521 | 1.74 |
| 28 | 南アフリカ | 南アフリカ | 株式 | SASOL LIMITED | エネルギー | 401,700 | 4,267.99 | 1,714,453,953 | 3,818.17 | 1,533,762,825 | 1.74 |
| 29 | インド | インド | 株式 | COAL INDIA LIMITED | エネルギー | 2,670,700 | 552.84 | 1,476,475,129 | 571.32 | 1,525,845,689 | 1.73 |
| 30 | ブラジル | ブラジル | 株式 | BRF-BRASIL FOODS SA | 食品・飲料・タバコ | 974,300 | 1,528.98 | 1,489,687,162 | 1,510.75 | 1,471,927,622 | 1.67 |

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成24年4月20日現在）

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05 |

（参考）J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

| 種類 | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 85.45 |
| 特殊債券 | 0.87 |
| 社債券 | 9.47 |

(参考) J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|------|---------|--------------|----------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 18.68 |
| | | 素材 | 7.83 |
| | | 資本財 | 2.30 |
| | | 自動車・自動車部品 | 4.19 |
| | | 小売 | 6.82 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 6.91 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 8.60 |
| | | 家庭用品・パーソナル用品 | 1.21 |
| | | 銀行 | 17.96 |
| | | 各種金融 | 6.45 |
| | | 保険 | 6.15 |
| | | 不動産 | 2.05 |
| | | ソフトウェア・サービス | 1.46 |
| | | 電気通信サービス | 5.07 |
| 公益事業 | 2.27 | | |
| 合計 | | | 97.95 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年4月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり 純資産額 (円) (分配付) |
|---------|--------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1特定期間末 | (平成22年3月11日) | 2,666 | 2,687 | 1.0149 | 1.0229 |
| 第2特定期間末 | (平成22年9月13日) | 5,809 | 5,845 | 0.9677 | 0.9737 |
| 第3特定期間末 | (平成23年3月11日) | 9,489 | 9,549 | 0.9588 | 0.9648 |
| 第4特定期間末 | (平成23年9月12日) | 11,887 | 11,968 | 0.8744 | 0.8804 |
| 第5特定期間末 | (平成24年3月12日) | 12,381 | 12,462 | 0.9171 | 0.9231 |
| | 平成23年4月末日 | 10,369 | - | 1.0072 | - |
| | 平成23年5月末日 | 11,359 | - | 0.9719 | - |
| | 平成23年6月末日 | 12,085 | - | 0.9687 | - |
| | 平成23年7月末日 | 12,343 | - | 0.9354 | - |
| | 平成23年8月末日 | 12,087 | - | 0.8942 | - |
| | 平成23年9月末日 | 10,933 | - | 0.7915 | - |
| | 平成23年10月末日 | 11,867 | - | 0.8561 | - |
| | 平成23年11月末日 | 11,160 | - | 0.7992 | - |
| | 平成23年12月末日 | 10,907 | - | 0.7899 | - |
| | 平成24年1月末日 | 11,505 | - | 0.8376 | - |
| | 平成24年2月末日 | 12,508 | - | 0.9201 | - |
| | 平成24年3月末日 | 12,300 | - | 0.8985 | - |
| | 平成24年4月20日 | 12,299 | - | 0.8844 | - |

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものです。

分配の推移

| 期 | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1特定期間 | 0.0180 |
| 第2特定期間 | 0.0350 |
| 第3特定期間 | 0.0360 |
| 第4特定期間 | 0.0360 |
| 第5特定期間 | 0.0360 |

収益率の推移

| 期 | 収益率（％） |
|--------|--------|
| 第1特定期間 | 3.29 |
| 第2特定期間 | 1.20 |
| 第3特定期間 | 2.80 |
| 第4特定期間 | 5.05 |
| 第5特定期間 | 9.00 |

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 残存口数（口） |
|--------|---------------|---------------|----------------|
| 第1特定期間 | 2,710,347,958 | 83,330,890 | 2,627,017,068 |
| 第2特定期間 | 4,102,020,925 | 725,113,793 | 6,003,924,200 |
| 第3特定期間 | 4,584,736,028 | 691,062,674 | 9,897,597,554 |
| 第4特定期間 | 5,470,493,657 | 1,773,947,052 | 13,594,144,159 |
| 第5特定期間 | 2,215,401,880 | 2,309,559,982 | 13,499,986,057 |

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

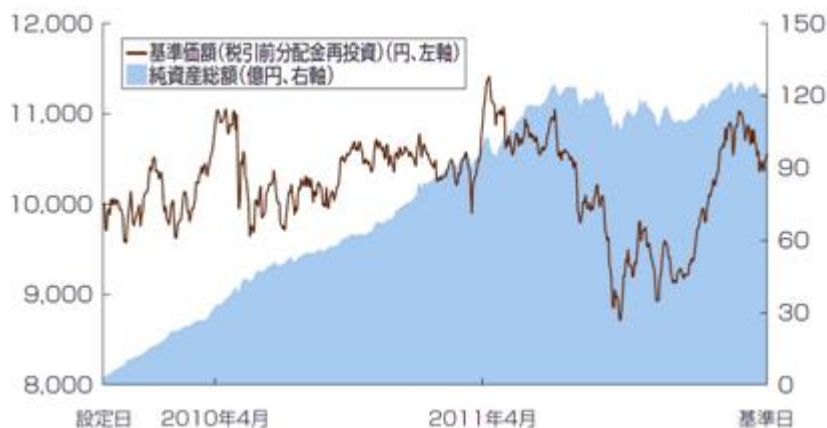
<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

| | | | |
|-------|------------|------|-------------|
| 基準日 | 2012年4月20日 | 設定日 | 2009年10月30日 |
| 純資産総額 | 122億円 | 決算回数 | 年12回 |

J P M新興国毎月決算ファンド

基準価額・純資産の推移



分配の推移

| 期 | 年月 | 円 |
|-----|----------|-------|
| 24期 | 2011年12月 | 60 |
| 25期 | 2012年1月 | 60 |
| 26期 | 2012年2月 | 60 |
| 27期 | 2012年3月 | 60 |
| 28期 | 2012年4月 | 60 |
| | 設定来累計 | 1,670 |

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

| 資産の種類 | 投資比率 1 |
|--------------------------------------|--------|
| J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） | 69.7% |
| J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用） | 30.3% |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | -0.0% |
| 合計（純資産総額） | 100.0% |

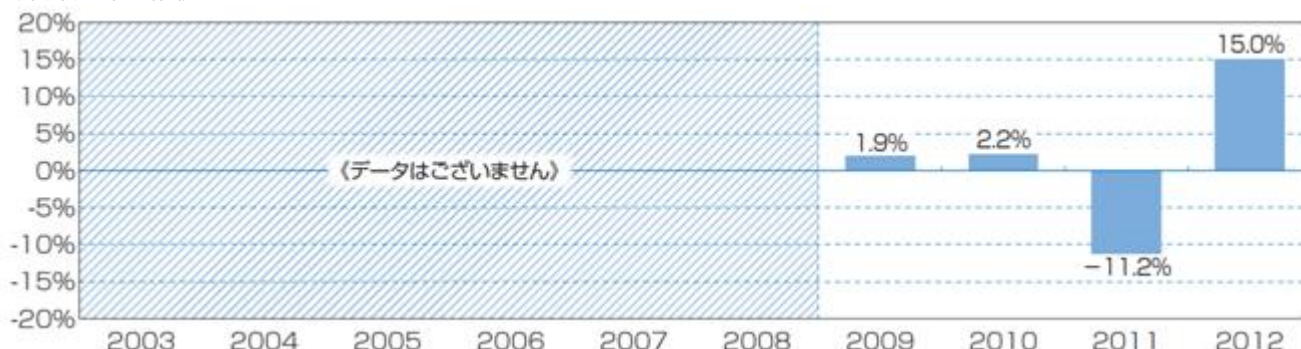
国別構成状況

| 投資国 2 | 投資比率 3 |
|-------|--------|
| ブラジル | 25.4% |
| 南アフリカ | 12.7% |
| メキシコ | 11.6% |
| ロシア | 8.8% |
| 中国 | 7.4% |
| その他 | 30.5% |

通貨別構成状況

| 通貨 | 投資比率 3 |
|----------|--------|
| ブラジルレアル | 22.5% |
| 米ドル | 15.4% |
| 南アフリカランド | 12.7% |
| メキシコペソ | 11.6% |
| 香港ドル | 7.4% |
| その他 | 26.8% |

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）= {（年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金（税引前））÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

* 2009年の年間収益率は設定日から年末営業日、2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年4月20日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、J P M新興国毎月決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しております。

2 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

3 ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

組入上位10銘柄

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | クーポン(%) | 償還日 | 投資国 ¹ | 通貨 | 投資比率 ² |
|----|---------------|------|---------|------------|------------------|----------|-------------------|
| 1 | ブラジル国債 | 国債証券 | 10.00 | 2014/1/1 | ブラジル | ブラジルリアル | 8.0% |
| 2 | ブラジル国債 | 国債証券 | 10.00 | 2017/1/1 | ブラジル | ブラジルリアル | 5.5% |
| 3 | ポーランド国債 | 国債証券 | 6.25 | 2015/10/24 | ポーランド | ポーランドズロチ | 5.3% |
| 4 | メキシコ国債 | 国債証券 | 10.00 | 2024/12/5 | メキシコ | メキシコペソ | 5.2% |
| 5 | ブラジル国債 | 国債証券 | 6.00 | 2020/8/15 | ブラジル | ブラジルリアル | 4.0% |
| 6 | 南アフリカ国債 | 国債証券 | 13.50 | 2015/9/15 | 南アフリカ | 南アフリカランド | 3.1% |
| 7 | インドネシア国債(CLN) | 社債券 | - | 2020/11/17 | インドネシア | 米ドル | 2.6% |
| 8 | 南アフリカ国債 | 国債証券 | 10.50 | 2026/12/21 | 南アフリカ | 南アフリカランド | 2.5% |
| 9 | メキシコ国債 | 国債証券 | 10.00 | 2036/11/20 | メキシコ | メキシコペソ | 2.1% |
| 10 | ブラジル国債 | 国債証券 | 10.00 | 2021/1/1 | ブラジル | ブラジルリアル | 1.9% |

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 投資国 ¹ | 通貨 | 業種 | 投資比率 ² |
|----|------------------|----|------------------|----------|-------------|-------------------|
| 1 | ルクオイル | 株式 | ロシア | 米ドル | エネルギー | 1.3% |
| 2 | HDFC | 株式 | インド | インドルピー | 銀行 | 1.2% |
| 3 | タイガーブランズ | 株式 | 南アフリカ | 南アフリカランド | 食品・飲料・タバコ | 0.9% |
| 4 | ズベルバンク | 株式 | ロシア | 米ドル | 銀行 | 0.8% |
| 5 | ショップライト・ホールディングス | 株式 | 南アフリカ | 南アフリカランド | 食品・生活必需品小売り | 0.8% |
| 6 | 中国石油天然気 | 株式 | 中国 | 香港ドル | エネルギー | 0.8% |
| 7 | ヴァーレ | 株式 | ブラジル | 米ドル | 素材 | 0.8% |
| 8 | 中国建設銀行 | 株式 | 中国 | 香港ドル | 銀行 | 0.8% |
| 9 | タトネフチ | 株式 | ロシア | 米ドル | エネルギー | 0.8% |
| 10 | ミナスジェライス電力 | 株式 | ブラジル | ブラジルリアル | 公益事業 | 0.7% |

* クレジット・リンク債(CLN)は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

* クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成23年9月13日から平成24年3月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPM新興国毎月決算ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 (平成23年9月12日現在) | 当期 (平成24年3月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 11,988,522,268 | 12,479,648,110 |
| 未収入金 | 26,119,401 | 90,010,483 |
| 流動資産合計 | 12,014,641,669 | 12,569,658,593 |
| 資産合計 | 12,014,641,669 | 12,569,658,593 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 81,564,864 | 80,999,916 |
| 未払解約金 | 26,119,401 | 90,010,483 |
| 未払受託者報酬 | 461,019 | 413,696 |
| 未払委託者報酬 | 18,879,781 | 16,941,894 |
| その他未払費用 | 219,522 | 196,987 |
| 流動負債合計 | 127,244,587 | 188,562,976 |
| 負債合計 | 127,244,587 | 188,562,976 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ¹ 13,594,144,159 | ¹ 13,499,986,057 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | ² 1,706,747,077 | ² 1,118,890,440 |
| (分配準備積立金) | 302,744,656 | 79,711,526 |
| 元本等合計 | 11,887,397,082 | 12,381,095,617 |
| 純資産合計 | 11,887,397,082 | 12,381,095,617 |
| 負債純資産合計 | 12,014,641,669 | 12,569,658,593 |

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

| | 前期 (自 平成23年 3月12日 至 平成23年 9月12日) | 当期 (自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 605,981,086 | 1,182,953,213 |
| 営業収益合計 | 605,981,086 | 1,182,953,213 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,487,988 | 2,506,852 |
| 委託者報酬 | ¹ 101,888,991 | ¹ 102,661,489 |
| その他費用 | 1,184,690 | 1,193,674 |
| 営業費用合計 | 105,561,669 | 106,362,015 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 711,542,755 | 1,076,591,198 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 711,542,755 | 1,076,591,198 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 711,542,755 | 1,076,591,198 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 7,326,236 | 21,420,188 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 407,662,890 | 1,706,747,077 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 63,063,800 | 378,682,173 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 63,063,800 | 378,682,173 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 209,654,119 | 349,797,511 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 22,256,799 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 187,397,320 | 349,797,511 |
| 分配金 | ² 433,624,877 | ² 496,199,035 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,706,747,077 | 1,118,890,440 |

[次へ](#)

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 当財務諸表対象期間 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 特定期間末日の取扱い 平成23年9月11日が休日のため、信託約款第34条により、第4特定期間末日を平成23年9月12日としております。また、平成24年3月11日が休日のため、第5特定期間末日を平成24年3月12日としております。 |

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 前期 (平成23年9月12日現在) | 当期 (平成24年3月12日現在) |
|------------------------------------|---|---|
| 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額 | | |
| 期首元本額 | 9,897,597,554円 | 13,594,144,159円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,470,493,657円 | 2,215,401,880円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,773,947,052円 | 2,309,559,982円 |
| 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,706,747,077円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,118,890,440円であります。 |
| 3 特定期間末日における受益権の総数 | 13,594,144,159口 | 13,499,986,057口 |
| 1口当たりの純資産額 | 0.8744円 | 0.9171円 |
| (1万口当たりの純資産額) | (8,744円) | (9,171円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 前期 (自 平成23年 3月12日 至 平成23年 9月12日) | 当期 (自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日) |
|--|---|---|
| 1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | <p>J P M新興国毎月決算ファンド 純資産総額に年率0.05%を乗じて得た額</p> <p>J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.35%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額</p> <p>J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.50%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額</p> <p>上記それぞれに算出した額の合計額</p> | <p>J P M新興国毎月決算ファンド 同左</p> <p>J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左</p> <p>J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左</p> <p>上記それぞれに算出した額の合計額</p> |
| 2 分配金の計算過程 | <p>(自 平成23年 3月12日 至 平成23年 4月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 43,962,602円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 434,660,560円</p> <p>収益調整金額 707,797,087円</p> <p>分配準備積立金額 36,742,751円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,223,163,000円</p> <p>当ファンドの期末残存口数 9,750,633,924口</p> <p>1万口当たり収益分配対象額 1,254.44円</p> <p>1万口当たり分配金額 60.00円</p> <p>収益分配金金額 58,503,803円</p> <p>(自 平成23年 4月12日 至 平成23年 5月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 24,975,200円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 871,565,469円</p> <p>分配準備積立金額 429,341,232円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,325,881,901円</p> <p>当ファンドの期末残存口数 10,857,139,772口</p> | <p>(自 平成23年 9月13日 至 平成23年10月11日)</p> <p>32,931,038円</p> <p>- 円</p> <p>1,257,718,566円</p> <p>298,117,452円</p> <p>1,588,767,056円</p> <p>13,890,446,266口</p> <p>1,143.78円</p> <p>60.00円</p> <p>83,342,677円</p> <p>(自 平成23年10月12日 至 平成23年11月11日)</p> <p>34,541,051円</p> <p>- 円</p> <p>1,263,885,975円</p> <p>243,410,991円</p> <p>1,541,838,017円</p> <p>13,903,096,738口</p> |

| | | |
|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,221.20円 | 1,108.98円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 65,142,838円 | 83,418,580円 |
| | (自 平成23年 5月12日 至 平成23年 6月13日) | (自 平成23年11月12日 至 平成23年12月12日) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 41,843,507円 | 31,597,872円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 1,014,871,570円 | 1,266,543,900円 |
| 分配準備積立金額 | 384,322,204円 | 190,394,505円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 1,441,037,281円 | 1,488,536,277円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 12,010,137,321口 | 13,880,288,602口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,199.85円 | 1,072.41円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 72,060,823円 | 83,281,731円 |
| | (自 平成23年 6月14日 至 平成23年 7月11日) | (自 平成23年12月13日 至 平成24年 1月11日) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 131,410,893円 | 111,194,582円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 1,101,983,441円 | 1,267,728,843円 |
| 分配準備積立金額 | 351,404,577円 | 136,149,723円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 1,584,798,911円 | 1,515,073,148円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 12,721,042,652口 | 13,855,846,662口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,245.80円 | 1,093.45円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 76,326,255円 | 83,135,079円 |
| | (自 平成23年 7月12日 至 平成23年 8月11日) | (自 平成24年 1月12日 至 平成24年 2月13日) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 20,787,057円 | 35,881,292円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 1,182,716,060円 | 1,253,525,739円 |
| 分配準備積立金額 | 400,368,145円 | 159,520,057円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 1,603,871,262円 | 1,448,927,088円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 13,337,715,734口 | 13,670,175,472口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,202.50円 | 1,059.91円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 80,026,294円 | 82,021,052円 |
| | (自 平成23年 8月12日 至 平成23年 9月12日) | (自 平成24年 2月14日 至 平成24年 3月12日) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 48,408,216円 | 53,980,549円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 1,218,711,875円 | 1,244,425,175円 |
| 分配準備積立金額 | 335,901,304円 | 106,730,893円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 1,603,021,395円 | 1,405,136,617円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 13,594,144,159口 | 13,499,986,057口 |

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,179.19円 | 1,040.84円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 81,564,864円 | 80,999,916円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

| | 当財務諸表対象期間 |
|--------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容およびそのリスク | 当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される各親投資信託受益証券であります。 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 各親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果(パフォーマンス)のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 各特定期間末 |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)
 売買目的有価証券

| 種類 | 前期 (平成23年9月12日現在) | 当期 (平成24年3月12日現在) |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円) | 最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 193,575,489 | 767,137,866 |
| 合計 | 193,575,489 | 767,137,866 |

(デリバティブ取引等に関する注記)
 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表(平成24年3月12日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---------------|-----|--|---------------|----------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | 日本円 | J P M 新興国現地通貨ソブリン・マ ザーファンド(適格機関投資家専用) | 7,426,220,525 | 8,604,019,100 | |
| | | J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファン ド(適格機関投資家専用) | 2,221,754,764 | 3,875,629,010 | |
| 合計 | | | 9,647,975,289 | 12,479,648,110 | |

第2 信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
 該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

| 区分 | 注記 番号 | (平成23年9月12日現在) | (平成24年3月12日現在) |
|-------------|----------|----------------|----------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 1,142,481,528 | 536,411,228 |
| コール・ローン | | 32,882,576 | 2,351,549 |
| 国債証券 | | 25,000,270,032 | 19,570,975,757 |
| 特殊債券 | | 263,603,619 | 224,760,121 |
| 社債券 | | 3,156,978,451 | 2,515,235,226 |
| 派生商品評価勘定 | | 243,108,554 | 47,139,995 |
| 未収入金 | | 234,529,030 | 348,010,153 |
| 未収利息 | | 403,250,645 | 307,192,196 |
| 前払費用 | | 46,326,242 | 8,116,910 |
| 流動資産合計 | | 30,523,430,677 | 23,560,193,135 |
| 資産合計 | | 30,523,430,677 | 23,560,193,135 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 228,985,196 | 48,878,090 |
| 未払金 | | 261,283,571 | - |
| 未払解約金 | | 326,204,733 | 590,014,112 |
| 流動負債合計 | | 816,473,500 | 638,892,202 |
| 負債合計 | | 816,473,500 | 638,892,202 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 27,642,659,014 | 19,784,063,055 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | | 2,064,298,163 | 3,137,237,878 |
| 元本等合計 | | 29,706,957,177 | 22,921,300,933 |
| 純資産合計 | | 29,706,957,177 | 22,921,300,933 |
| 負債純資産合計 | | 30,523,430,677 | 23,560,193,135 |

（注）「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成23年9月12日および平成24年3月12日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 当財務諸表対象期間 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | <p>国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準および評価方法 | <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | (平成23年 9 月12日現在) | (平成24年 3 月12日現在) |
|--|----------------------|----------------------|
| 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額 | | |
| 期首元本額 | 34,621,343,671円 | 27,642,659,014円 |
| 期中追加設定元本額 | 4,954,434,552円 | 2,018,428,480円 |
| 期中解約元本額 | 11,933,119,209円 | 9,877,024,439円 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注） | | |
| J P M グローバル債券 3 分散ファンド（毎月決算型） | 2,593,810,952円 | 2,127,582,458円 |
| J P M 新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用） | 16,397,250,146円 | 9,893,026,596円 |
| J P M 資産分散ファンド | 978,527円 | 464,038円 |
| J P M 新興国現地通貨ソブリン・ファンド（非課税口・適格機関投資家専用） | 809,541,598円 | 336,769,438円 |
| J P M 新興国毎月決算ファンド | 7,841,077,791円 | 7,426,220,525円 |
| 合計 | 27,642,659,014円 | 19,784,063,055円 |
| 2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数 | 27,642,659,014口 | 19,784,063,055口 |
| 1 口当たりの純資産額 （1 万口当たりの純資産額） | 1.0747円 (10,747円) | 1.1586円 (11,586円) |

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

| | 当財務諸表対象期間 |
|--------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容およびそのリスク | <p>当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。</p> <p>(3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| | 各期間末 |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乘せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | (平成23年9月12日現在) | (平成24年3月12日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 国債証券 | 989,916,288 | 77,693,553 |
| 特殊債券 | 2,470,412 | 500,138 |
| 社債券 | 236,055,965 | 121,947,726 |
| 合計 | 1,228,442,665 | 44,754,311 |

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

| 区分 | 種類 | (平成23年9月12日現在) | | | | (平成24年3月12日現在) | | | |
|---------------------------|--------------|----------------|------------------|----------------|-------------|----------------|------------------|---------------|-------------|
| | | 契約額等 (円) | うち 1年超 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1年超 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| 市場 取引 以外 の取 引 | 為替予約取引 買建 | | | | | | | | |
| | アメリカドル | 2,579,047,562 | - | 2,508,419,215 | 70,628,347 | 385,249,165 | - | 396,077,157 | 10,827,992 |
| | メキシコペソ | 1,722,391,056 | - | 1,614,511,905 | 107,879,151 | - | - | - | - |
| | チリペソ | 266,387,374 | - | 262,724,832 | 3,662,542 | - | - | - | - |
| | トルコ・リラ | - | - | - | - | 280,148,184 | - | 316,460,187 | 36,312,003 |
| | ポーランドズロチ | 250,188,598 | - | 220,873,800 | 29,314,798 | - | - | - | - |
| | 南アフリカランド | 320,169,061 | - | 320,120,000 | 49,061 | - | - | - | - |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | アメリカドル | 2,964,136,089 | - | 2,931,734,006 | 32,402,083 | 930,148,184 | - | 945,613,015 | 15,464,831 |
| | メキシコペソ | 1,747,847,239 | - | 1,614,511,904 | 133,335,335 | - | - | - | - |
| | ドミニカペソ | - | - | - | - | 100,749,125 | - | 102,202,238 | 1,453,113 |
| | トルコ・リラ | - | - | - | - | 284,500,040 | - | 316,460,186 | 31,960,146 |
| | ポーランドズロチ | 263,134,200 | - | 220,873,800 | 42,260,400 | - | - | - | - |
| | 南アフリカランド | 568,066,123 | - | 550,406,684 | 17,659,439 | - | - | - | - |
| 合計 | | 10,681,367,302 | - | 10,244,176,146 | 14,123,358 | 1,980,794,698 | - | 2,076,812,783 | 1,738,095 |

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年3月12日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 銘柄数 比率 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|------------|--------------------------|-----------|------------------|------------------|----|
| 国債証券 | メキシコペソ | MEXICO GOVT 6.5% JUN21 M | | 25,000,000.00 | 25,662,500.00 | |
| | | MEXICO GOVT10% DEC24 M20 | | 166,686,100.00 | 219,255,562.21 | |
| | | MEXICO GOVT10% NOV36 M30 | | 82,675,300.00 | 105,880,603.20 | |
| | | MEXICO GOVT7.75%DEC17M10 | | 77,941,100.00 | 86,830,282.45 | |
| | | MEXICO GOVT8.5%NOV38 M30 | | 44,000,000.00 | 49,236,000.00 | |
| | | MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10 | | 61,713,200.00 | 69,018,808.61 | |
| | 計 | 銘柄数： | 6 | 458,015,700.00 | 555,883,756.47 | |
| | | | | | (3,613,244,417) | |
| | | 組入時価比率： | 15.8% | | 16.2% | |
| | ブラジルリアル | BRAZIL 10% JAN13 NTN | | 859,000.00 | 882,794.30 | |
| | | BRAZIL 10% JAN14 NTN | | 56,989,000.00 | 58,629,485.35 | |
| | | BRAZIL 10% JAN17 NTN | | 29,520,000.00 | 29,479,911.84 | |
| | | BRAZIL 10% JAN21 NTN | | 14,000,000.00 | 13,455,876.00 | |
| | | BRAZIL I/L 6% AUG20 NTN | | 17,100,000.00 | 39,652,796.70 | |
| | 計 | 銘柄数： | 5 | 118,468,000.00 | 142,100,864.19 | |
| | | | | | (6,528,113,700) | |
| | | 組入時価比率： | 28.5% | | 29.2% | |
| | コロンビアペソ | COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27 | | 3,453,000,000.00 | 4,991,656,800.00 | |
| | 計 | 銘柄数： | 1 | 3,453,000,000.00 | 4,991,656,800.00 | |
| | | | | | (233,110,372) | |
| | | 組入時価比率： | 1.0% | | 1.0% | |
| | ペルーヌエボソル | PERU GOVT6.95%AUG31 REGS | | 12,181,000.00 | 13,165,833.85 | |
| | 計 | 銘柄数： | 1 | 12,181,000.00 | 13,165,833.85 | |
| | | | | | (406,560,949) | |
| | | 組入時価比率： | 1.8% | | 1.8% | |
| | ウルグアイペソ | URUGUAY I/L 3.7% JUN37 | | 15,800,000.00 | 22,100,299.92 | |
| | | URUGUAY I/L 4.375% DEC28 | | 30,972,090.00 | 35,217,895.24 | |
| | 計 | 銘柄数： | 2 | 46,772,090.00 | 57,318,195.16 | |
| | | | | | (241,309,601) | |
| | | 組入時価比率： | 1.1% | | 1.1% | |
| | ドミニカペソ | DOMINICA15.95% JUN21REGS | | 54,500,000.00 | 52,439,355.00 | |
| | 計 | 銘柄数： | 1 | 54,500,000.00 | 52,439,355.00 | |
| | | | | | (110,647,039) | |
| | | 組入時価比率： | 0.5% | | 0.5% | |
| | トルコ・リラ | TURKEY GOVT 10% JUN15 | | 12,600,000.00 | 12,876,192.00 | |
| | | TURKEY GOVT 10.5% JAN20 | | 17,600,000.00 | 18,747,872.00 | |
| | | TURKEY I/L 4.5% FEB15 | | 2,000,000.00 | 2,480,083.88 | |
| | 計 | 銘柄数： | 3 | 32,200,000.00 | 34,104,147.88 | |
| | | | | | (1,568,449,761) | |
| | | 組入時価比率： | 6.8% | | 7.0% | |
| | ハンガリーフォリント | HUNGARY 5.5% FEB16 16/C | | 130,000,000.00 | 118,141,400.00 | |
| | | HUNGARY 6.75% NOV17 17/A | | 624,000,000.00 | 572,407,680.00 | |
| | | HUNGARY 7.5% NOV20 20/A | | 705,000,000.00 | 653,429,250.00 | |
| | | HUNGARY 8% FEB15 15/A | | 259,350,000.00 | 257,233,704.00 | |
| | 計 | 銘柄数： | 4 | 1,718,350,000.00 | 1,601,212,034.00 | |
| | | | | | (593,569,301) | |
| | | 組入時価比率： | 2.6% | | 2.7% | |
| | ポーランドズロチ | POLAND GOVT 5.25% APR13 | | 16,900,000.00 | 17,045,340.00 | |

| | | | | | |
|------|-------------|--------------------------|-------|------------------|------------------|
| | | POLAND GOVT 6.25% OCT15 | | 66,855,000.00 | 70,064,040.00 |
| | 計 | 銘柄数: | 2 | 83,755,000.00 | 87,109,380.00 |
| | | | | | (2,293,589,975) |
| | | 組入時価比率: | 10.0% | | 10.3% |
| | ロシアルーブル | RUSSIA 7.85% MAR18 REGS | | 105,000,000.00 | 109,462,500.00 |
| | 計 | 銘柄数: | 1 | 105,000,000.00 | 109,462,500.00 |
| | | | | | (306,495,000) |
| | | 組入時価比率: | 1.3% | | 1.4% |
| | マレーシアリングgit | MALAYSIA 4.262% SEP16 | | 19,000,000.00 | 19,803,890.00 |
| | | MALAYSIA 4.378% NOV19 | | 20,000,000.00 | 21,241,000.00 |
| | | MALAYSIA 4.709% SEP26 | | 3,800,000.00 | 4,145,560.60 |
| | 計 | 銘柄数: | 3 | 42,800,000.00 | 45,190,450.60 |
| | | | | | (1,232,343,587) |
| | | 組入時価比率: | 5.4% | | 5.5% |
| | フィリピンペソ | PHIL GOVT7.75%FEB20 1050 | | 28,000,000.00 | 33,320,000.00 |
| | 計 | 銘柄数: | 1 | 28,000,000.00 | 33,320,000.00 |
| | | | | | (64,307,600) |
| | | 組入時価比率: | 0.3% | | 0.3% |
| | 南アフリカランド | S.AFRICA10.5% DEC26 R186 | | 65,866,667.00 | 78,075,712.39 |
| | | S.AFRICA13.5% SEP15 R157 | | 79,750,000.00 | 96,385,850.00 |
| | | S.AFRICA6.75% MAR21 R208 | | 48,000,000.00 | 44,620,800.00 |
| | 計 | 銘柄数: | 3 | 193,616,667.00 | 219,082,362.39 |
| | | | | | (2,379,234,455) |
| | | 組入時価比率: | 10.4% | | 10.7% |
| | 小計 | | | | 19,570,975,757 |
| | | | | | (19,570,975,757) |
| 特殊債券 | コロンビアペソ | EPM 8.375% REGS | | 4,000,000,000.00 | 4,232,800,000.00 |
| | 計 | 銘柄数: | 1 | 4,000,000,000.00 | 4,232,800,000.00 |
| | | | | | (197,671,760) |
| | | 組入時価比率: | 0.9% | | 0.9% |
| | ロシアルーブル | RED ARROW INTL 8.375% | | 9,650,289.22 | 9,674,414.94 |
| | 計 | 銘柄数: | 1 | 9,650,289.22 | 9,674,414.94 |
| | | | | | (27,088,361) |
| | | 組入時価比率: | 0.1% | | 0.1% |
| | 小計 | | | | 224,760,121 |
| | | | | | (224,760,121) |
| 社債券 | アメリカドル | CITI VAR GHS MAR13 CLN | | 2,720,000.00 | 2,399,040.00 |
| | | CITI VAR IDR AUG18 CLN | | 3,984,000.00 | 4,562,915.04 |
| | | CITI VAR IDR NOV20 CLN | | 10,263,971.00 | 12,933,629.85 |
| | | CITI VAR RUB APR21 CLN | | 3,100,000.00 | 3,112,400.00 |
| | | CS VAR RUB MAR13 CLN | | 4,215,000.00 | 4,393,378.80 |
| | | DB VAR IDR 22DEC13 CLN | | 550,000.00 | 721,303.00 |
| | | STD VAR UGX JAN13 CLN | | 1,200,000.00 | 1,206,120.00 |
| | 計 | 銘柄数: | 7 | 26,032,971.00 | 29,328,786.69 |
| | | | | | (2,413,759,144) |
| | | 組入時価比率: | 10.5% | | 10.8% |
| | ウクライナフリブナ | GS 5.5% UAH SEP15 CLN | | 12,320,000.00 | 9,900,105.60 |
| | 計 | 銘柄数: | 1 | 12,320,000.00 | 9,900,105.60 |
| | | | | | (101,476,082) |
| | | 組入時価比率: | 0.4% | | 0.5% |
| | 小計 | | | | 2,515,235,226 |
| | | | | | (2,515,235,226) |
| | 合計 | | | | 22,310,971,104 |
| | | | | | (22,310,971,104) |

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区分 | 注記 番号 | (平成23年9月12日現在) | (平成24年3月12日現在) |
|-------------|----------|----------------|----------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 1,307,411,334 | 590,953,379 |
| コール・ローン | | 298,182,355 | 2,672,265,344 |
| 株式 | | 76,540,447,186 | 86,527,082,800 |
| 未収入金 | | 1,994,716,794 | - |
| 未収配当金 | | 236,549,636 | 42,203,332 |
| 未収利息 | | 408 | 3,660 |
| 流動資産合計 | | 80,377,307,713 | 89,832,508,515 |
| 資産合計 | | 80,377,307,713 | 89,832,508,515 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | 1,849,754,661 | - |
| 未払解約金 | | 116,427,311 | 397,650,420 |
| 流動負債合計 | | 1,966,181,972 | 397,650,420 |
| 負債合計 | | 1,966,181,972 | 397,650,420 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 52,499,616,463 | 51,270,750,399 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 25,911,509,278 | 38,164,107,696 |
| 元本等合計 | | 78,411,125,741 | 89,434,858,095 |
| 純資産合計 | | 78,411,125,741 | 89,434,858,095 |
| 負債純資産合計 | | 80,377,307,713 | 89,832,508,515 |

(注) 「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成23年9月12日および平成24年3月12日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 当財務諸表対象期間 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | <p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準および評価方法 | <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | (平成23年9月12日現在) | (平成24年3月12日現在) |
|--|-----------------|-----------------|
| 1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額、 期中追加設定元本額および期中解約元 本額 | | |
| 期首元本額 | 55,882,335,849円 | 52,499,616,463円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,652,888,205円 | 4,658,060,531円 |
| 期中解約元本額 | 7,035,607,591円 | 5,886,926,595円 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注） | | |
| J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド | 43,065,802,495円 | 42,149,436,092円 |
| J P M ブリックス F I V E ポートフォ リオ（みずほインベスターズ S M A 専 用） | 147,808,493円 | 124,317,946円 |
| J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド（適 格機関投資家転売制限付） | 956,632,446円 | 1,226,029,434円 |
| J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド V A （適格機関投資家専用） | 4,779,538,002円 | 4,512,407,537円 |
| J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド （3ヶ月決算型） | 1,165,183,201円 | 1,036,804,626円 |
| J P M 新興国毎月決算ファンド | 2,384,651,826円 | 2,221,754,764円 |
| 合 計 | 52,499,616,463円 | 51,270,750,399円 |
| 2 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における受益権の総数 | 52,499,616,463口 | 51,270,750,399口 |
| 1 口当たりの純資産額 | 1.4936円 | 1.7444円 |
| （1万口当たりの純資産額） | （14,936円） | （17,444円） |

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

| | 当財務諸表対象期間 |
|--------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容およびそのリスク | 当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 各期間末 |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | (平成23年9月12日現在) | (平成24年3月12日現在) |
|----|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 株式 | 7,685,393,645 | 4,687,025,417 |
| 合計 | 7,685,393,645 | 4,687,025,417 |

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年3月12日現在）

(イ) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額単価 | 評価額金額 | 備考 |
|---------------|--|------------|----------------|------------------|----|
| アメリカドル | LUKOIL-SPON ADR | 694,400 | 64.05 | 44,476,320.00 | |
| | PETROLEO BRASILEIRO SA-ADR | 344,500 | 27.93 | 9,621,885.00 | |
| | ROSNEFT OIL COMPANY-GDR | 2,902,700 | 7.52 | 21,828,304.00 | |
| | TATNEFT-SPONSORED REGS GDR | 706,409 | 41.14 | 29,061,666.26 | |
| | GERDAU SA -SPON ADR | 2,391,600 | 9.96 | 23,820,336.00 | |
| | MAGNITOGORS-SPON GDR REGS | 2,481,620 | 6.07 | 15,075,841.50 | |
| | VALE SA-SP PRF A ADR | 610,224 | 22.34 | 13,632,404.16 | |
| | MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI | 723,100 | 28.78 | 20,810,818.00 | |
| | COMPANHIA DE BEBIDAS-PR ADR | 689,390 | 41.01 | 28,271,883.90 | |
| | ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR | 1,611,339 | 21.46 | 34,579,334.94 | |
| | SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS | 9,331,959 | 3.26 | 30,450,182.21 | |
| | SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI | 1,643,300 | 13.61 | 22,365,313.00 | |
| | SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR US | 1,075,000 | 13.55 | 14,566,250.00 | |
| | MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR | 984,200 | 18.06 | 17,774,652.00 | |
| 小計 | 銘柄数： | 14 | | 326,335,190.97 | |
| | | | | (26,857,386,216) | |
| | 組入時価比率： | 30.0% | | 31.0% | |
| ブラジルリアル | WEG SA | 316,900 | 19.42 | 6,154,198.00 | |
| | LOJAS RENNER S.A. | 585,700 | 66.25 | 38,802,625.00 | |
| | BRF-BRASIL FOODS SA | 1,241,900 | 36.50 | 45,329,350.00 | |
| | ITAU UNIBANCO HOLDING SA | 1,025,800 | 38.42 | 39,411,236.00 | |
| | BM&F BOVESPA SA | 3,149,300 | 12.51 | 39,397,743.00 | |
| | CIELO SA | 121,020 | 61.84 | 7,483,876.80 | |
| | COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF | 971,438 | 41.37 | 40,188,390.06 | |
| 小計 | 銘柄数： | 7 | | 216,767,418.86 | |
| | | | | (9,958,295,222) | |
| | 組入時価比率： | 11.1% | | 11.5% | |
| 香港ドル | CNOOC LTD | 10,757,000 | 16.98 | 182,653,860.00 | |
| | PETROCHINA CO LTD-H | 18,838,000 | 11.54 | 217,390,520.00 | |
| | ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H | 3,414,000 | 24.50 | 83,643,000.00 | |
| | CHINA RESOURCES ENTERPRISES LTD | 6,196,000 | 29.45 | 182,472,200.00 | |
| | LI & FUNG LIMITED | 11,088,000 | 17.76 | 196,922,880.00 | |
| | CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H | 34,025,840 | 6.29 | 214,022,533.60 | |
| | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H | 10,398,134 | 16.58 | 172,401,061.72 | |
| AIA GROUP LTD | 6,696,000 | 27.35 | 183,135,600.00 | | |

| | | | | | |
|----------|---|------------|----------|------------------|--|
| | CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 7,689,000 | 20.95 | 161,084,550.00 | |
| | CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT | 10,690,000 | 15.60 | 166,764,000.00 | |
| | CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H | 30,586,000 | 4.47 | 136,719,420.00 | |
| 小計 | 銘柄数 : | 11 | | 1,897,209,625.32 | |
| | | | | (20,129,394,124) | |
| | 組入時価比率 : | 22.5% | | 23.3% | |
| インドルピー | COAL INDIA LIMITED | 2,670,700 | 336.05 | 897,488,735.00 | |
| | AMBUJA CEMENTS LIMITED | 3,156,900 | 163.10 | 514,890,390.00 | |
| | LARSEN & TOUBRO LIMITED | 629,120 | 1,302.35 | 819,334,432.00 | |
| | HERO MOTOCORP LTD | 408,500 | 1,911.05 | 780,663,925.00 | |
| | MAHINDRA & MAHINDRA LTD | 916,900 | 676.95 | 620,695,455.00 | |
| | TATA MOTORS LIMITED | 1,826,600 | 280.65 | 512,635,290.00 | |
| | ITC LIMITED | 4,247,672 | 208.25 | 884,577,694.00 | |
| | HINDUSTAN UNILEVER LIMITED | 1,589,300 | 382.25 | 607,509,925.00 | |
| | BANK OF BARODA | 712,900 | 811.90 | 578,803,510.00 | |
| | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION | 3,064,480 | 680.50 | 2,085,378,640.00 | |
| | INFOSYS LTD | 255,970 | 2,859.85 | 732,035,804.50 | |
| 小計 | 銘柄数 : | 11 | | 9,034,013,800.50 | |
| | | | | (15,086,803,046) | |
| | 組入時価比率 : | 16.9% | | 17.4% | |
| 南アフリカランド | SASOL LIMITED | 401,700 | 392.76 | 157,771,692.00 | |
| | MASSMART HOLDINGS LIMITED | 426,604 | 172.92 | 73,768,363.68 | |
| | SHOPRITE HOLDINGS LTD | 1,695,125 | 139.50 | 236,469,937.50 | |
| | THE SPAR GROUP LIMITED | 912,100 | 116.42 | 106,186,682.00 | |
| | TIGER BRANDS LTD | 933,944 | 268.13 | 250,418,404.72 | |
| | AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD | 4,676,837 | 39.13 | 183,004,631.81 | |
| | FIRSTRAND LTD | 8,372,259 | 24.26 | 203,111,003.34 | |
| | MTN GROUP LTD | 873,258 | 142.00 | 124,002,636.00 | |
| 小計 | 銘柄数 : | 8 | | 1,334,733,351.05 | |
| | | | | (14,495,204,192) | |
| | 組入時価比率 : | 16.2% | | 16.8% | |
| 合計 | | | | 86,527,082,800 | |
| | | | | (86,527,082,800) | |

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

（平成24年4月20日現在）

| 種類 | 金額 | 単位 |
|----------------|----------------|----|
| 資産総額 | 12,323,215,641 | 円 |
| 負債総額 | 23,626,216 | 円 |
| 純資産総額(-) | 12,299,589,425 | 円 |
| 発行済口数 | 13,907,309,251 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.8844 | 円 |

（参考）JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

| 種類 | 金額 | 単位 |
|----------------|----------------|----|
| 資産総額 | 22,856,477,114 | 円 |
| 負債総額 | 308,614,439 | 円 |
| 純資産総額(-) | 22,547,862,675 | 円 |
| 発行済口数 | 19,897,329,630 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.1332 | 円 |

（参考）JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

| 種類 | 金額 | 単位 |
|----------------|----------------|----|
| 資産総額 | 89,488,013,732 | 円 |
| 負債総額 | 1,243,121,283 | 円 |
| 純資産総額(-) | 88,244,892,449 | 円 |
| 発行済口数 | 52,608,729,320 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.6774 | 円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成24年4月末現在）

| | |
|--------------|----------|
| 資本金の額 | 2,218百万円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 70,000株 |
| 発行済株式総数 | 56,265株 |

会社の意思決定機構

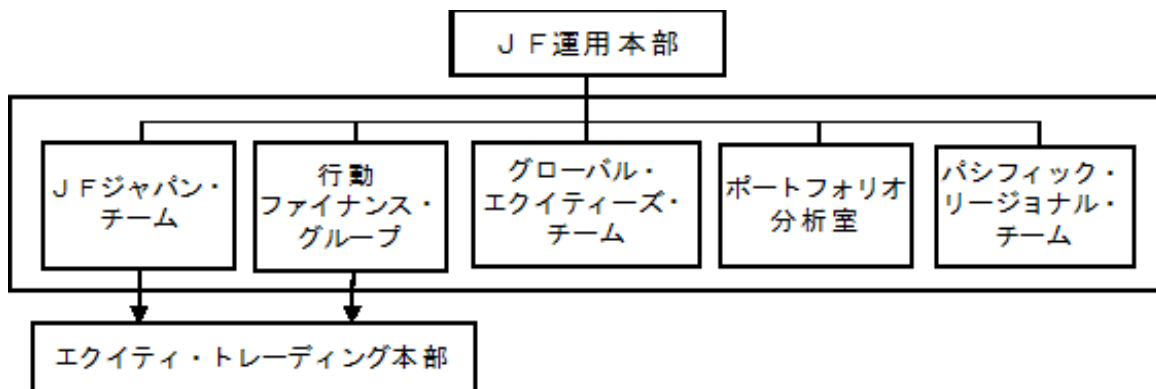
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

（イ）J F 運用本部



J F 運用本部は、J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。

J F 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

J F ジャパン・チームは、J F 日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考に、J F ストラテジーに基づくアジア株式の投資判断も行います。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

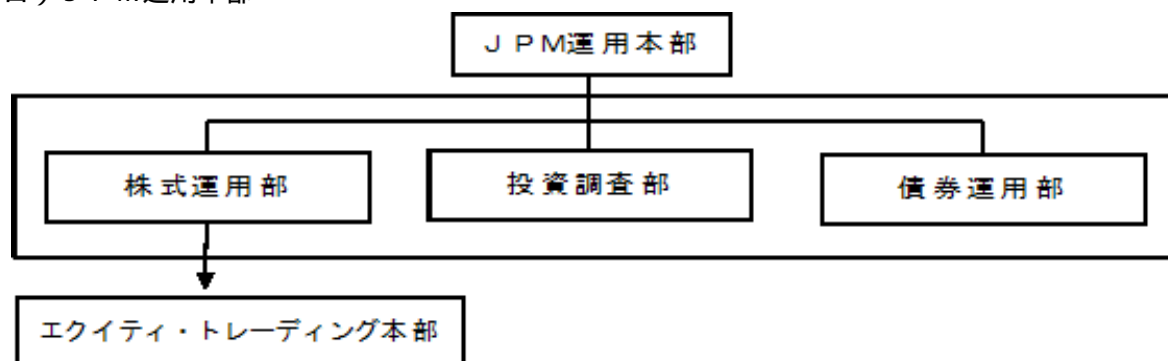
グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するグローバル・エクイティーズ・チームの情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

パシフィック・リージョナル・チームは、JF運用本部(グローバル・エクイティーズ・チームを除きます。)が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているJFストラテジーによる外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。また、「JPMorgan Asset Management」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考に、JFストラテジーに基づく国内株式を含むアジア株式の運用に関する投資判断を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、前記のチーム等による投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記のチーム等にその結果を提供します。

(ロ) JPM運用本部



JPM運用本部は、国内株式・国内外の債券についてJPMストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはJPMストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成24年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

平成23年10月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は121本、単位型証券投資信託は1本、親投資信託は57本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は11,063億円(ただし、親投資信託を除きます。)です。

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

| | 本数 | 純資産額（百万円） |
|-------------|-----|-----------|
| 公募追加型株式投資信託 | 68 | 551,071 |
| 公募単位型株式投資信託 | 4 | 106,168 |
| 公募追加型債券投資信託 | 1 | 394,795 |
| 公募単位型債券投資信託 | - | - |
| 私募投資信託 | 57 | 343,242 |
| 総合計 | 130 | 1,395,276 |
| 親投資信託 | 59 | - |

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第22期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| | | 第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日) | | |
|----------|----------|-----------------------------|------------|-------|
| 資産の部 | | | | |
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | | | 3,081,546 | |
| 有価証券 | | | 6,206,530 | |
| 前払費用 | | | 55,959 | |
| 未収入金 | | | 149,858 | |
| 未収委託者報酬 | | | 1,358,335 | |
| 未収収益 | | | 2,163,674 | |
| 繰延税金資産 | | | 494,050 | |
| その他 | | | 109,324 | |
| 流動資産計 | | | 13,619,281 | 85.0 |
| 固定資産 | | | | |
| 投資その他の資産 | | | 2,399,762 | |
| 投資有価証券 | | 1,979,500 | | |
| 敷金保証金 | | 39,682 | | |
| 繰延税金資産 | | 347,460 | | |
| その他 | | 33,119 | | |
| 固定資産計 | | | 2,399,762 | 15.0 |
| 資産合計 | | | 16,019,043 | 100.0 |

| | | 第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日) | | |
|-------------|----------|-----------------------------|-----------|------|
| 負債の部 | | | | |
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | | 84,459 | |
| 未払金 | | | 1,653,909 | |
| 未払収益分配金 | | 1,430 | | |
| 未払償還金 | | 1,186 | | |
| 未払手数料 | | 522,231 | | |
| その他未払金 | 1 | 1,129,060 | | |
| 未払費用 | | | 966,772 | |
| 未払法人税等 | | | 23,362 | |
| 賞与引当金 | | | 745,546 | |
| 事務所賃貸借契約引当金 | | | 123,877 | |
| その他 | | | 7,956 | |
| 流動負債計 | | | 3,605,883 | 22.5 |
| 固定負債 | | | | |
| 賞与引当金 | | | 517,071 | |
| 役員賞与引当金 | | | 77,162 | |
| 退職給付引当金 | | | 29,523 | |
| 事務所賃貸借契約引当金 | | | 193,670 | |
| 固定負債計 | | | 817,427 | 5.1 |
| 負債合計 | | | 4,423,311 | 27.6 |

| | | 第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日) | | |
|--------------|----------|-----------------------------|------------|-------|
| 純資産の部 | | | | |
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | 2,218,000 | |
| 資本剰余金 | | | 1,000,000 | |
| 資本準備金 | | 1,000,000 | | |
| 利益剰余金 | | | 8,399,163 | |
| 利益準備金 | | 33,676 | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 8,365,487 | | |
| 株主資本計 | | | 11,617,163 | 72.5 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 21,431 | |
| 評価・換算差額等計 | | | 21,431 | 0.1 |
| 純資産合計 | | | 11,595,731 | 72.4 |
| 負債・純資産合計 | | | 16,019,043 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

| | | 第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) | | |
|--------------|----------|---|-----------|-------|
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 百分比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | | 4,449,903 | |
| 運用受託報酬 | | | 2,828,078 | |
| その他 | | | 836,095 | |
| 営業収益計 | | | 8,114,077 | 100.0 |
| 営業費用・一般管理費 | | | | |
| 営業費用 | | | 3,819,879 | |
| 支払手数料 | | 1,764,331 | | |
| 調査費 | | 1,705,048 | | |
| その他営業費用 | | 350,500 | | |
| 一般管理費 | | | 4,564,185 | |
| 営業費用・一般管理費計 | | | 8,384,065 | 103.3 |
| 営業損失 | | | 269,987 | 3.3 |
| 営業外収益 | 1 | 191,120 | | |
| 営業外収益計 | | | 191,120 | 2.3 |
| 営業外費用 | 2 | 49,728 | | |
| 営業外費用計 | | | 49,728 | 0.6 |
| 経常損失 | | | 128,595 | 1.6 |
| 特別損失 | 3 | 53,158 | | |
| 特別損失計 | | | 53,158 | 0.7 |
| 税引前中間純損失 | | | 181,754 | 2.3 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 5,775 | 0.1 |
| 法人税等調整額 | | | 85,082 | 1.1 |
| 中間純損失 | | | 102,446 | 1.3 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|-----------------------|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 2,218,000 |
| 当中間期末残高 | 2,218,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 |
| 当中間期末残高 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 33,676 |
| 当中間期末残高 | 33,676 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 8,467,933 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純損失 | 102,446 |
| 当中間期変動額合計 | 102,446 |
| 当中間期末残高 | 8,365,487 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 11,719,609 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純損失 | 102,446 |
| 当中間期変動額合計 | 102,446 |
| 当中間期末残高 | 11,617,163 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 46,644 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 68,076 |
| 当中間期変動額合計 | 68,076 |
| 当中間期末残高 | 21,431 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 46,644 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 68,076 |
| 当中間期変動額合計 | 68,076 |
| 当中間期末残高 | 21,431 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 11,766,254 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純損失 | 102,446 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 68,076 |
| 当中間期変動額合計 | 170,522 |
| 当中間期末残高 | 11,595,731 |

重要な会計方針

| 項目 | 第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|--|--|
| <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> | <p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p> |

| 項目 | 第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|--------------------------------------|--|
| 3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項 | <p>(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料と第三者との転貸借契約から得られる事務所賃料収入の見込額に基づき引当金を計上しております。 (会計上の見積りの変更) 当中間会計期間において、転貸計画が進捗しなかったことにより、転貸の開始予定時期を見直し、引当金の計上額を将来にわたり変更しております。 これにより、当中間会計期間の特別損失が53,158千円増加し、税引前中間純損失が同額増加しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

(追加情報)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日) |
|---|
| <p>1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していません。</p> |

（中間損益計算書関係）

| 第22期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日） | |
|---|--------|
| 1 営業外収益のうち主要なもの（千円） | |
| 為替差益 | 70,762 |
| デリバティブ利益 | 94,744 |
| 2 営業外費用のうち主要なもの（千円） | |
| デリバティブ評価損 | 42,640 |
| 3 特別損失のうち主要なもの（千円） | |
| 事務所賃貸借契約引当金繰入額 | 53,158 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当中間会計期間 増加株式数（株） | 当中間会計期間 減少株式数（株） | 当中間会計期間末 株式数（株） |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 56,265 | - | - | 56,265 |
| 合計 | 56,265 | - | - | 56,265 |

（リース取引関係）

| 第22期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日） | |
|---|--------------|
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 | |
| 1年以内 | 524,245 千円 |
| 1年超 | 1,810,903 千円 |
| 合計 | 2,335,149 千円 |

（金融商品関係）

第22期中間会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------------|------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 3,081,546 | 3,081,546 | - |
| (2) 有価証券 | 6,206,530 | 6,206,530 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,358,335 | 1,358,335 | - |
| (4) 未収収益 | 2,163,674 | 2,163,674 | - |
| (5) 投資有価証券 | 1,979,500 | 1,979,500 | - |
| 資産計 | 14,789,587 | 14,789,587 | - |
| (1) 未払手数料 | 522,231 | 522,231 | - |
| (2) その他未払金 | 1,129,060 | 1,129,060 | - |
| (3) 未払費用 | 966,772 | 966,772 | - |
| (4) デリバティブ取引 | 7,956 | 7,956 | - |
| 負債計 | 2,626,020 | 2,626,020 | - |

（注1）金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係）

第22期中間会計期間末（平成23年9月30日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|------|----------------|-----------|--------|
| 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | その他 | | | |
| | 投資信託 | 1,524,320 | 1,465,635 | 58,685 |
| 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | その他 | | | |
| | 投資信託 | 455,180 | 550,000 | 94,820 |
| 合計 | | 1,979,500 | 2,015,635 | 36,135 |

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額 6,206,530千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第22期中間会計期間末（平成23年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超 | 時価 | 評価損益 |
|------|----------|---------|----------------|---------|-------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 385,944 | - | 393,900 | 7,956 |

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（セグメント情報等）

関連情報

第22期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託委託業務 | 投資一任及び 投資助言業務 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|------------------|---------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 4,449,903 | 2,828,078 | 836,095 | 8,114,077 |

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

| 日本 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|
| 6,514,238 | 1,599,839 | 8,114,077 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

| 第22期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日） | |
|---|-------------|
| 1株当たり純資産額 | 206,091円38銭 |
| 1株当たり中間純損失金額 | 1,820円78銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、1株当たり中間純損失であり、また、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たりの中間純損失の算定上の基礎 | |
| 中間損益計算書上の中間純損失 | 102,446千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純損失 | 102,446千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 56,265株 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| | 名 称 | 資本金の額 (平成23年9月末現在) | 事業の内容 |
|----|---------------|-----------------------|---|
| 1 | 株式会社千葉銀行 | 145,069百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 2 | 株式会社京都銀行 | 42,103百万円 | 同 上 |
| 3 | 株式会社群馬銀行 | 48,652百万円 | 同 上 |
| 4 | 株式会社横浜銀行 | 215,628百万円 | 同 上 |
| 5 | 株式会社香川銀行 | 12,014百万円 | 同 上 |
| 6 | 株式会社近畿大阪銀行 | 38,971百万円 | 同 上 |
| 7 | 株式会社南都銀行 | 29,249百万円 | 同 上 |
| 8 | 株式会社西日本シティ銀行 | 85,745百万円 | 同 上 |
| 9 | 株式会社伊予銀行 | 20,948百万円 | 同 上 |
| 10 | 株式会社鹿児島銀行 | 18,130百万円 | 同 上 |
| 11 | 株式会社長崎銀行 | 4,121百万円 | 同 上 |
| 12 | 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250百万円 | 同 上 |
| 13 | 浜銀TT証券株式会社 | 3,307百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品業を営んでいます。 |
| 14 | SMB C日興証券株式会社 | 10,000百万円 | 同 上 |
| 15 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

(3) 当ファンドの運用委託先の会社

| | 名 称 | 資本金の額 (平成23年9月末現在) | 事業の内容 |
|---|------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 1 | J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド | 2,400万ポンド | 投資運用業務および投資顧問業を行っています。 |

(4) マザーファンドの運用委託先の会社

| | 名 称 | 資本金の額 (平成23年9月末現在) | 事業の内容 |
|---|-------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 1 | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク | 450万米ドル | 投資運用業務および投資顧問業を行っています。 |
| 2 | J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド | 2,400万ポンド | 同 上 |

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国毎月決算ファンドの平成23年9月13日から平成24年3月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国毎月決算ファンドの平成24年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

JPM Morgan Asset Management株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。